

新佐渡市立両津病院基本設計業務委託公募型プロポーザル

技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、新佐渡市立両津病院基本設計業務委託公募型プロポーザルに参加表明書を提出し、一次審査で選出された事業者が提案を行うためのものである。

2 技術提案書の内容

(1) 基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて、発注者と協議の上開始する。

本要領に記載された事項以外の内容を含む技術提案書及び本要領に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 提出様式

ア 様式9 技術提案書（表紙）

イ 様式10-1（A4縦）業務の実施方針（1枚以内）

ウ 様式10-2（A3横 3枚以内）提案テーマ（1）～（4）

※ なお、選定結果については、本院のウェブサイトで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査経過、最優秀者の提案内容（様式10-1～10-2）及び講評を可能な範囲で掲載する。

(3) 提案テーマについて

提案は、新佐渡市立両津病院整備基本計画及び関連資料を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。

提案テーマ（1）

佐渡市の医療需要の変化に柔軟に対応する施設整備について

提案テーマ（2）

建設コスト及びランニングコストの縮減対策と設計時のコストコントロールの手法について

提案テーマ（3）

佐渡市の自然環境・風土や建設予定地の特性に配慮した施設整備について

提案テーマ（4）

その他設計者としての提案

(4) 作成にあたっての留意事項

- ア 技術提案書は別添の様式により提出すること。
- イ 作成にあたって、文字の大きさは10ポイント以上とすること。
 - ※ 写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは10ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- エ 視覚的表現は文章を補完するために、必要最小限な範囲において認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- オ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）を使用してはならない。
- カ 技術提案書の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

3 技術提案書の提出

(1) 本技術提案書の提出は以下による。

- ア 提出様式：本要領に定められた様式とし片面印刷とする。
- イ 提出部数：11部
 - ・ 原本1部、写し10部（原本がカラーの場合は副本もカラーとする）
 - ・ 原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
 - ・ 副本は、様式10-1及び様式10-2のみとし、1部毎に左肩1箇所をホチキス留めすること。
また、本要領に定められた様式以外の表紙をつけることや、ファイル等に綴じないこと。
 - ・ 技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。
 - ・ 様式10-1及び10-2の技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCD-ROM等の電子媒体 1部
- ウ 提出場所
佐渡市立両津病院 管理部 病院整備準備室
住 所 〒952-0007 新潟県佐渡市浜田177-1
電話番号 0259-23-5111（代表）内線108、109
FAX 0259-23-3070
メールアドレス hh-ryotsu-bs@city.sado.niigata.jp
- エ 提出期限：令和3年1月20日（水）午後5時まで
- オ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(2) その他

- ア 技術提案書の提出は、各提出者1案に限るものとする。
- イ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ウ 提出された技術提案書は返却しない。
- エ 提出書類について、本要領に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。